

## 令和2年度秦野市上下水道審議会・第2回水道部会

午後1時55分開会

○課長代理（総務担当） 皆さん、こんにちは。定刻より早いんですが、本日、御出席いただける委員の皆様おそろいですので、ただいまより令和2年度秦野市上下水道審議会・第2回水道部会を始めさせていただきたいと思っております。

本日は御多用のところ御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日の会議でございますが、部会委員9名のうち6名の出席をいただいておりますので、上下水道審議会規程によりまして会議が成立しておりますことを御報告申し上げます。

また、本日の会議録への御署名ですが、部会長のほか、輪番制によりまして笠原委員にお願いしたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

また、開会の前に2点、御報告をさせていただきます。

まず、1点目は、前回の審議会で御意見等をいただきました、令和元年度上下水道事業会計の決算について、10月6日の市議会において決算の認定の議決をいただきましたことを御報告申し上げます。ありがとうございました。

2点目は、本市水道の起源である曾屋水道が今年130周年を迎えたこともありまして、曾屋水道を公益社団法人土木学会の認定制度であります選奨土木遺産に応募をいたしました。土木学会からは、「住民主体の簡易水道としては全国初めてであり、明治、大正、昭和と続く我が国の水道技術の推移を今に伝える貴重な土木遺産」との評価をいただきまして、秦野・曾屋水道施設群として選奨土木遺産に認定されましたことを御報告申し上げます。この認定につきましては、9月28日に土木学会のホームページで公表をされております。

報告は以上となります。

それでは、開会に当たりまして、茂庭部会長、御挨拶をお願いいたします。

○茂庭竹生部会長 どうも本日はお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。

先週、台風が珍しく10月に上陸するかなと思ったのですが、どうやらUターンして戻ってしまったようです。先週のたしかテレビだったと思うんですが、まだ奄美大島の手前にある頃の進路予想なんですけれども、世界各国でいろいろなところで進路予想を出しているんですね。10ルートぐらい、どこの国とは言わなかったんですが、予想を発表していました。ほとんどが気象庁が出すとおり九州から大体関東のどこかに上陸するという予報だったんですけれども、その当時はまだ上陸の予報だったんですが、1つだけUターンをする予報があったんです。見事な予報を出したものだと思って関心をして

いました。我が国はどうもIT後進国と言われているようですけれども、なかなかああいう進路予想というのは正確にできないんだなど。Uターンが本当に計算してそうなったのか、それとも、たまたまそういう予報が出たのか分かりませんが、たいしたものだなと思って感心をしておりました。

さて、コロナも相変わらずまだはやっているようで、東京も下がってきたかと思ったら、どうも高止まりというか、そのところで一向に減らない状況です。そういう意味で、この前も申し上げましたけれども、上下水道というのはこういう疫病対策にとっては非常に重要な施設であります。今後も安定して、安心安全な施設として使われていくことが重要かと思っております。

本日の主要議題は財政計画ですけれども、上下水道、普段は動いているときは、ほとんど一般市民は関心を持たないんですけれども、災害時ですとか何かになりますと水道が止まったということで、あるいは下水が使えないということで大変な思いをするわけです。もともと設備産業ですから、非常に運営していくのに金がかかる施設です。本日は、その財政計画をしっかりと御議論いただいて、秦野の水道がこれからもずっと安心、安全を提供できるものになるように御議論をお願いいたしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

**○課長代理（総務担当）** ありがとうございます。

それでは、議事に入る前に、本日の資料を確認させていただきます。

本日の次第のほか、資料1-1、施設整備計画の一部修正について。

資料1-2、水道施設整備計画・年次事業計画案。

資料2-1、水道事業財政計画。

資料2-2、財政計画表（水道事業）。

同じような資料で、参考として財政計画表（水道事業）。

資料2-3、財政計画表の比較。

参考資料としまして、10月1日付の神奈川新聞の記事と、10月9日の神奈川新聞の記事を配付させていただいております。

それと机の上に、はだの上下水道ビジョンと審議会資料ということで、緑色のフラットファイルの資料を置かせていただきました。

資料は以上となります。不足書類等がございましたら、お声がけいただければと思います。

なお、上下水道ビジョンとフラットファイルの資料につきましては、会議終了後に回収をさせていただきますので、会議終了後、机の上にそのまま置いておいていただければと思います。

また、前回の審議会でも申し上げました令和3年からの上下水道料金の改定につきましては、第3回定例市議会の一般質問に対する答弁において、市長が改

定を見送ることを公式に明らかにいたしました。その際の新聞記事、10月1日の新聞記事がその内容になっております。それと曾屋水道施設群が土木学会選奨土木遺産に認定されたことが掲載されている新聞記事、これが10月9日の神奈川新聞の記事となっており、こちらも参考に配付をさせていただきました。資料のほうはよろしいでしょうか。

それでは、茂庭部会長、会議の進行をよろしく願いいたします。

**○茂庭竹生部会長** それでは、次第に従いまして、まずは報告をお願いいたします。秦野市水道事業計画における施設整備計画の一部修正について、事務局から説明をお願いいたします。

**○課長代理（水道計画担当）** 水道施設課水道計画担当の北村と申します。よろしく願いいたします。座って説明させていただきます。

資料1-1及び資料1-2を御覧になってください。施設整備計画の一部修正についてということで書かせていただいております。特に幹線管路耐震化事業について、住民への影響を抑え、財政計画に伴う事業の平準化を行いました。その結果、幹線管路の施行順序を調整させていただくという形で変更案をつくらせていただきました。

工事の内容及び工事箇所の修正はありません。また、今年度の事業の執行状況や令和4年度に計画しております金目川横断工事の詳細設計委託のほうも大分進んでおりまして、事業費の精査を行わせていただきました。その結果、事業費のほうも一部修正させていただいております。その設備についても同様の理由により、事業費を一部変更させていただいております。

一番大きいものは幹線管路のほうなので、幹線管路のほうをメインに説明させていただきます。その下の表の部分の送水管、直轄事業の部分です。こちらの表で黒文字が当初の数字、括弧内の数字になっております。こちらを赤字の数字に変えさせていただいております。その結果、前期5か年については、当初の計画がDBと合わせまして4,487メートルだったものが、25メートル増えまして4,512メートルとなっております。また、令和8年度から令和12年度までの後期5か年については裏面のほうになります。1,039メートルから1,014メートル、25メートル減という形になります。この結果、10か年の計画には変更はございません。

それと、この施工順序に伴いまして、基幹管路の耐震化率も多少ですけれども、一部変更となっております。令和3年度から令和6年度までの期間、0.1%で小数点1桁の部分ですけれども、少しずつ変わっているという状況になっております。

そして、次にA3横の資料1-2になります。こちら、赤字のほうは修正案に

なっております。細かい数字になっておりますので、この表の一番右下の部分、10か年計のところを御覧になってください。従前の計画の中では92億7,540万円だったものを、事業の見直しで92億7,920万円、380万円の増額という形になっております。

内容については以上になります。

○**茂庭竹生部会長** ただいまの御説明に御意見、御質問がありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、報告事項は以上とさせていただきます。議事に入らせていただきます。議事1、秦野市水道事業計画における財政計画についてを議題とします。まずは資料2-1、水道事業財政計画について事務局から説明をお願いします。

○**課長代理（経営担当）** 経営総務課の経営担当の課長代理、野尻といいます。よろしく申し上げます。それでは、座って説明させていただきます。

まず資料2-1を御覧ください。一番上に「Ⅱ 水道事業編」、「3 水道事業計画」、あと、下のほうにいきますと「2 水道事業財政計画」と書いていまして、番号が混在していますが、こちらにつきましては後日、「はだの上下水道ビジョン」の冊子として編集する際に、「2 水道事業財政計画」の前に「1 施設整備計画」が入るなどの理由により、現状こういった表記になっていますが、今回は御了承ください。

それでは、○の「はじめに」のところです。「はだの上下水道ビジョン」では、事業拡張から維持管理の時代へとシフトする転換期に発生する課題に取り組むため、経営戦略を前期、中間期、そして後期の3期に分けて、戦略を明確にし、取組を行います。

令和3年度からの10年間は、前期の経営基盤の強化の期間となりますが、市民の安全安心なライフラインを維持するためには、ビジョンの「安全でおいしい水道水の供給」、「適切な資産管理と施設維持の強化」、「災害に強い施設や体制の構築」、「健全経営のための基盤強化」の4つの基本方針を基に、ビジョンで定めています基本施策の実現が欠かせません。

現在、水道施設は老朽化が進んでおります。大量更新の時代に入っています。そのため、耐震化、老朽化対策は喫緊の課題となっておりますが、一方で健全な経営を推進しなくてはなりません。

そうした中で、水道事業財政計画は、財政的な裏づけを的確に検証した上で、ビジョンの基本施策や施設整備計画を実現させるための手段としています。

そのため、ビジョンの理念を実現することで大きな負担を残すことなく、水道事業を将来の世代に引き継ぐことを目的といたしまして、財政計画を策定い

たします。

次に、「2 水道事業財政計画」です。(1)としまして計画策定時における経済状況の悪化ですが、人口減少等による水需要は近年ではやや緩やかになってきたところに、今年度、新型コロナがあり、その影響により大口需要者である企業の水需要が大きく落ち込みました。また、6月から9月にかけて水道料金の減額措置を行ったところですが、そうした影響を含めると今年度の水道料金収入は大幅な減収を見込んでおります。また、新型コロナによる景気後退前の水準に戻るのには二、三年後とも言われており、来年度以降も厳しい経営環境が想定されるところです。

次に2ページをお開きください。(2)の経営の基本事項のア、経営方針でございます。先ほど申しましたように、厳しい経営環境が想定されますが、既に施設等の大量更新に突入しています。令和3年度からの10年間で年平均14億、令和13年度からの10年間は年平均17億と試算されております。こうしたことから、更新時期の平準化、包括委託業務の拡大の検討など、あらゆる企業努力を含めて必要な財源の確保が必要となります。

そのため、計画の策定に当たりましては、①プライマリーバランスの確保など健全経営を推進し、経営基盤の強化を着実に進めること。次に②といたしまして、管路などの更新・耐震化を推進し、安全安心な水の供給に対し、経営資源を適切に投入すること。そして、③健全経営を進めるために企業努力に努め、料金改定に係る市民への負担を最小限のものとすること。そういった3つの方針を定めるものでございます。

次に、イの計画期間ですが、(ア)としまして財政計画期間につきましては、令和3年度から12年度までの10年間といたします。なお、次の(イ)の料金算定期間につきましては、目まぐるしく変化する社会情勢に適確に対応できるよう、前期を令和5年度から8年度までの4年間、後期を令和9年度から12年度までの4年間といたします。

次に、ウの基本事項です。経営方針に基づきまして、経営の基本事項を4項目掲げます。①としまして、料金改定の延期です。こちらは新型コロナの影響による市民生活あるいは市内経済活動などの回復は2年間と見込みまして、予定より2年遅れの令和5年度の料金改定といたします。

3ページにお進みください。次に②ですが、経営の健全性を確保するため、単年度純利益の確保をいたします。次に③といたしまして、補填財源の確保を掲げ、計画期間中は全計画における目標額8億を維持し、計画の最終年度である12年度には、令和2年度の新型コロナによる料金減収分などの影響額である4億を上乗せいたします。最後に④といたしまして、プライマリーバランスの

確保と企業債残高の縮減を掲げまして、計画最終年度には残高の縮減を県平均水準以下となるよう努めます。

次に(3)の目標値でございます。それぞれ項目ごとに目標を設定しており、説明文の下に表で表してございます。令和元年度末、令和2年度末の数値、そして、具体的な目標の数値、その数値はいつからの数値なのか、あるいはいつまでにその数値を達成するのかという構成になっております。

最初はアの料金回収率でございます。これは有収水量1 m<sup>3</sup>当たりの収益である供給単価と、同じく有収水量1 m<sup>3</sup>当たりの費用である給水原価との関係を見るものでございますが、この率が100%を下回っている場合は、いわゆる原価割れとなってしまいますので、令和5年度の料金改定以降、毎年度100%以上を目指します。

4ページをお開きください。次はイの総収支比率です。こちらにつきましては営業費用、営業外費用、特別損失の合計である総費用が、営業収益、営業外収益、特別利益の合計である総収益でどの程度賄われているのかを示す指標でございます。100%を下回っている場合は健全経営とは言えませんので、単年度黒字を確保するため、毎年度100%以上を目標といたします。

続きまして、ウの補填財源残高です。こちらは建設改良費などの財源になるとともに、今年度は新型コロナの影響による水道料金減額措置の財源としても活用してございます。こうしたことから自然災害等の理由により給水収益が全くなくなっても、大規模修繕や企業債の償還金の対応ができること。また、新型コロナと同様の事態があっても柔軟に対応できるよう、前計画で設定いたしました8億を維持しながら、今年度の新型コロナの影響額である4億を上乗せし、令和12年度には12億円程度の確保をすることを目標といたします。

5ページにお進みください。エの水道事業基金でございます。この基金は既に設立していますが、積立目標額を5億円といたしまして、令和4年度末に積立を達成するよう目標といたします。なお、この中には熊本地震におけます熊本市の災害復旧費査定額を参考に算出して、本市の災害復旧費の想定額も含まれてございます。

次に、オの企業債残高です。これまでも企業債残高の縮減に努めてきましたが、企業債残高の給水収益に対する割合が県下で高い水準にありますので、今後もプライマリーバランスの確保に努め、令和12年度末には企業債残高を52億4,300万、そこまで縮減します。また、資料の一番下にあります表は、令和元年度の数字ではございますが、その表にあります平均水準以下とすることも併せて目標といたします。

次に6ページをお開きください。(4)の料金の改定でございます。これまで

財政計画における経営の基本方針、また、それを基に各目標を示したところですが、万が一、料金改定を行わなければ、前回の上下水道審議会でも説明しましたとおり、令和8年度には補填財源が底を尽き、安定経営ができないこととなります。

しかしながら、新型コロナの影響により市内経済が停滞する中、利用者に大きな負担を求める前に、最大限の企業努力を発揮する必要もあると考えております。そのため、令和3年度に8%の料金改定を計画していましたが、補填財源を活用し、経営が最低限維持できると見込まれます令和2年から3年度の料金改定は見送りまして、令和5年4月に8%、令和9年4月に5%の料金改定を行う計画といたします。

ただし、現時点におきましても、新型コロナの影響につきましては全く見通しが立たない状況でありますので、今後も状況が変わらないようであれば、市民生活等や市内経済の動向を見極めつつ、再度、見直しを検討いたします。

次に、(5)の財政計画における主な算定条件ですが、後で説明します資料2-2の財政計画の作成に当たる算定の主な項目をこちらに列記してございます。

次に、(6)の企業努力です。料金改定などにより適正な負担を求める必要もありますが、健全経営のための自らの努力も必要と考えております。その努力項目を示しておりますが、順に説明していきます。

まずはアの施設の統廃合です。7ページをお開きください。具体的には老朽化した配水場を廃止しまして、既存の配水場に統合するものでございます。これによりまして10年間で500万円の削減を見込めます。なお、表の枠外の下に表記してございますけれども、先の話となりますが、これらの配水場を更新した場合には、合計で3億2,000万円の費用が必要となりますが、統廃合によりまして、この額が将来負担の軽減といったこととなります。

次に、イの遊休地の利活用です。本市におきましては、令和3年12月から市内の中学校給食がスタートしますが、旧曾屋庁舎跡地をその事業用地として賃貸借しまして、投資資産として活用いたします。なお、この収入につきましては、積立金として処分いたします。10年間で1億4,000万円の増収を見込んでございます。

8ページをお開きください。ウの公民連携の推進でございます。こちらは急務とされます基幹管路の耐震化ですが、複数年分の設計等を民間発注するDB方式を導入しまして、耐震化のスピードアップを図るものでございます。同じ事業を、職員だけでの対応となりますと、職員を増員することとなりますが、このDB方式により、その増員分の人件費を抑えることができ、1,500万円相当の効果を見込んでございます。

次は上下水道料金の徴収などを委託しています包括委託業務ですが、こちらは包括委託業務を拡大することによりまして、940万円の人件費削減を見込んでございます。

次に、エのほうに移ります。厚生労働省・生活基盤施設耐震化等交付金（県補助金）の不採用でございます。こちらにつきましては、先ほど話のあった基幹管路の耐震化に係ります補助金となります。この補助金を活用するためには、プライマリーバランスが最大7年間赤字となる企業債の借入れが必要となりまして、企業債残高が増えます。必要以上の補填財源が積み上がることとなります。一方で、補助金を活用しない場合には、プライマリーバランスの確保により企業債残高を大幅に縮減でき、適正な補填財源残高の確保となります。そのため、この補助金につきましては不採用としまして、企業債残高を縮減し、将来の負担軽減を図りまして、健全経営を推進したいと、そういう流れでございます。

なお、補助金採用と不採用の各企業債残高の比較により、効果額が20億円相当となるような表記としてございます。

続きまして、9ページにお進みください。オの企業債借入れ条件等の見直しでございます。これによりまして利息を含めた償還額全体の縮減を図り、さらには将来における企業債残高の縮減につながるものとなります。こちらで1億円の削減を見込んでございます。

次に、カのその他の企業努力策でございます。ここからの努力策につきましては、効果額としましては明確にお示しできない項目となっておりますので、先ほどのような効果という部分につきましては出してございません。

まずは（ア）の広域化・共同化でございます。近隣自治体との情報交換を行いながら、施設の共同設置・共同利用などの可能性につきまして検討を行ってまいります。

次に（イ）の新技术導入です。水道スマートメーターなどのICT活用について、調査・研究に取り組みます。

10ページをお開きください。（ウ）の漏水対策でございます。給水管の漏水におけます宅地内メーターまでの区間は本市で修繕対応しまして、漏水によります無収水量の抑制に努めてまいります。

最後に（エ）の未収金の解消です。現在の包括委託の継続とともに、既存の請求による請求方法や支払い方法の拡充の検討を進めてまいります。

以上が財政計画の説明となります。

○茂庭竹生部会長 ありがとうございます。

ここで休憩をと思ったのですが、まだ30分程度ですので、引き続いて議題1の財政計画について、事務局から説明をお願いいたします。

○課長代理（経営担当） では、続けまして財政計画表の説明に移ります。資料は2-2を御覧ください。

まず、この表につきましては、100万円単位となります。また、今回、説明用としまして、最上段のところを見ていただきますと、アルファベットが並んでおります。また、一番左端を見ていただきますと通し番号をつけてございます。こちらにつきましてはあくまで説明用となりますので、最終的に上下水道ビジョンの冊子の中に編集する際には、この通し番号とかアルファベットの部分は削除いたしますので、御承知おきください。

それでは、左端の通し番号5番の行を御覧ください。5のところをずっと右に見ていただくと、ここは財政計画の期間を黒い線で囲んで示してございます。5のF列、上を見ていただくと5とFが交わる場所ですけれども、5のF列からJ列までが前の計画期間の後期分。そして、5のL列からV列までが今回の3年度から12年度までの財政計画期間となります。そして、そのすぐ上の茶色い線で囲んでございますが、この部分が料金算定期間と改定率を示してございます。その茶色のところを見ていただきますと、5年度から8年度の前期、こちら4年間の料金算定期間で8%の改定。9年度から12年度が後期4年間の期間で5%の改定となっております。

それでは、そのまま左斜め上のちょっと薄い茶色の線で囲まれた部分を御覧ください。最上段でいきますとBからJの列の部分でございます。料金改定率は省きまして、その下の企業債借入額を見ていただきますと、ここが前期プライマリーバランス確保、後期年平均4億円以下とあります。それにつきましては、横の通し番号34番のところを見てください。34は企業債になりますけれども、その行の3年度、アルファベットで言えばL列が交わる部分を御覧ください。企業債の借入額を茶色の線で囲んでございます。同じ色の点線が下に伸びているのが分かるかと思うんですけども、ちょうど3年度の一番端っこ、ずっと右側に行った12年度の端っここのところ。こちら茶色で囲まれて、その部分が下に伸びていきますけれども、同じく茶色で囲まれていますその部分が企業債の償還金、下に伸びて囲まれているところが企業債の償還金の数字となります。その部分が前期は企業債を返す以上に足りないというプライマリーバランスの確保、後期は年平均4億円以下というそれぞれの企業債の借入額を説明している部分になります。

今度は、字が小さくて申し訳ないですが、通し番号37番に建設改良費を書いています、括弧書きで示してありますが、こちらは先ほど水道施設課から報告のありました施設整備計画の事業費の部分が入ってございます。

次に、先ほど財政計画の説明の中で企業努力策による効果額を反映した部分

の説明でございます。行ったり来たりで申し訳ないですが、通し番号の18番の行を御覧ください。こちらにつきまして右側をずっと見ていただくと、6年度のところを見ていただくと△100万円で、8年度にも△100万円など表記していますが、こちらは先ほどの財政計画で説明しました施設の統廃合の効果額が入っております。

次に、その4行分下です。通し番号で言えば22番の行になります。22のほうもずっと右側に目を移していただくと、5年度に△100万円、6年度も△100万円などの表記になっていますが、これは包括委託業務の拡大による人件費の効果額を表しております。

次に、その3行分下の通し番号25番の行でございますが、こちらもずっと右に目を移していただきますと3年度に△200万円、4年度に△400万円など表記していますが、これは企業債の借入れ上限見直しによります支払利息縮減の効果額となっております。

それでは、その他の部分であります、通し番号33番の行を御覧ください。33番を見ていただきますと県補助金とありますが、こちらは先ほど企業努力策の中で厚労省の生活基盤施設耐震化等交付金の不採用の説明をしましたが、もしこれを採用するとなったら、この部分に補助金額が入るといった箇所になります。

それでは、次に通し番号47番の行を御覧ください。こちらは補填財源残高になります。右に目を移していただくと茶色の線で囲んでございます。財政計画の中の目標値で定めましたが、8億円以上を維持し、最終年度の12年度は目標の12億程度を確保したというのが、この箇所で表しております。

次に、すぐその下、通し番号でいくと48番、企業債残高でございます。この企業債残高を見ていただきますと、徐々に残高が縮減されているのが分かると思いますが、2年度と12年度にそれぞれ茶色で囲んでいますが、目標値といたしまして12年度の52億4,300万円としたものが、この12年度の箇所を示したものでございます。

次に、2つ下の通し番号50番、総収支比率でございます。こちら目標値につきましては、財政計画期間中の毎年度末100%以上としてございますが、茶色の線で囲みますとおり、100%以上となっております。この茶色の線で囲みました部分を見ていただければと思います。

次に、その下の通し番号51番、料金回収率でございます。こちらは財政計画上の目標値につきましては、前期料金改定によりまして5年度以降、毎年度100%以上としてあります。これも5年度を見ていただくと、5年度から100%以上となっております。

次に、その下、通し番号が飛んでいますけれども、57番、企業債残高対給水収益比率でございます。ここは囲んではいませんが、12年度の数字を見ていただくと、目標値を12年度で224.1%としてあります。県平均以下の水準となるようにということで、先ほど財政計画の目標値としていましたが、この部分を表したものとなります。

その他、順に管路の耐震化、管路の更新率、職員数といったものを示した計画表となっております。

それでは、もう一枚、参考というものになります財政計画表を御覧ください。先ほどの資料2-2の財政計画表との違いを説明させていただきます。左の通し番号でいきますと上のほう、3番の行にあります、3から右側にずっとずらしていただいて、茶色の線で囲まれた料金算定期間を御覧になってください。こちらにつきましては、トータルの料金算定期間は同じですけども、違いといたしまして、前期算定期間が3年で改定率は10%で、後期のほうに目を移していただきますと、後期算定期間が5年で改定率5%となっております。前期の算定期間と前期の改定率の違いがございます。

前半の料金改定率が高いことから、通し番号で言うと表の上、給水収益の10年間のトータル額は234億2,800万円で、先ほどの資料2-2より4億6,400万円多くなるという表になってございます。

続きまして、通し番号34番のところですが、先ほども見たところですが、企業債のところの部分ですけども、こちらは10年間で29億9,200万円、約2億8,500万円低くなります。資料2-2との違いが2億8,500万円となります。

次に通し番号41番のところですが、企業債償還金の部分、これも10年間で49億2,300万円となっておりますが、先ほどの資料に比べまして5,000万円低くなるといった数字になります。

さらに、通し番号47番、補填財源残高の部分でございます。こちらの12年度の四角で囲んだところを見ていただきますと、12年度は15億9,100万円となり、先ほどの資料2-2に比べまして2億3,000万円多く、そのすぐ下、企業債残高のところ为载体していますけども、企業債残高につきましても、こちらは50億800万円となりまして、先ほどの資料に比べますと2億3,500万円少なくなった、そういった数字になってございます。

今回、お出ししました資料2-2と今、御覧いただいています参考のそれぞれの財政計画表につきましては、こちら幾つものシミュレーションを重ね作成しまして、いろいろと局内で検討した結果が最終的に絞った、今回お示した2つの案となっております。この2つの案を比較したものが資料2-3にな

ります。お手元のA4の紙でございます。ちょうど裏面のほうに表が載っています。こちらにつきましては、パワーポイントも御用意いたしまして、画面でも御確認できるようになっています。見やすいほうを御覧いただければと思います。

この表につきましては、上段のほうが資料2-2、先に説明した財政計画表です。下段のほうが今お話ししていただきました参考の財政計画表となります。

まずは下段の参考を御覧いただければと思います。先ほどの説明と重複する部分があると思いますが、先ほどの参考につきましては、前期料金算定期間を5年度から7年度の3年間で、改定率は10%で、後期期間は8年度から12年度の5年間としております。改定率は5%で、補填財源は前期料金算定期間末7年度が8.9億円を確保、最終年度末が15.9億円を確保、プライマリーバランスは黒字を期間中確保、企業債残高は2年度末から12年度末の10年間で19.3億円削減となっております。

メリット、デメリットを書かせていただいたんですけども、メリットといたしましては、補填財源は前期、後期の全期間中8億円以上を維持しまして、最終年度では12億円以上を確保。プライマリーバランスは黒字を確保。企業債残高の縮減額が資料2-2より大きい。これが比べたメリットとなります。

次に、デメリットを右側に書いていますけれども、デメリットといたしましては前期の料金改定率が資料2-2に比べまして高い。また、料金改定の間隔も前半が3年ということですので短くなります。これによりまして、市民の負担感というのは資料2-2に比べ重いのかなというのを感じてございます。

補填財源のことも書いていますけれども、補填財源も最終年度の目標額12億円程度ということからすれば、多額な残高かなと、そういうところになります。

次に上段のほうを御覧ください。こちらは先ほどの前の部分で説明しました資料2-2の財政計画表の話になります。前期料金算定期間は5年度から8年度の4年間、改定率は8%、後期期間は9年度から12年度の4年間、改定率は5%、補填財源は先ほどの参考とほぼ同額で、最終年度末は13.6億円、企業債残高の縮減額は16.9億円となっております。

そうした中で、まずメリットで、前期の料金改定率が参考の財政計画表よりも低いので、改定の間隔は4年間と均等でありますので、参考の財政計画表と比べますと市民の負担感は最小限になります。また、補填財源、これは先ほどと同じですけれども、全期間中8億を維持しまして、最終年度では12億円以上を確保となります。プライマリーバランスは黒字を確保。企業債残高も縮減でき16.9億円の縮減となっております。

デメリットにつきましては、企業債残高の縮減額が参考の財政計画表と比べ

ますと小さく、12年度の補填財源残高が小さいというものが1点。あと、12年度の補填財源残高が13.6億円と目標の12億円程度よりやや多額ではございます。ただし、程度という面では、許容範囲と言えるのではないかと考えてございます。

以上、この2つの案を比較しますと、参考のほう为企业債残高の縮減額が大きく、将来負担の軽減という点では優れていると言えます。また、当初予定していました前半の改定率は8%だったことを考えますと、2年遅れの改定といたしますので、それを取り戻すという点におきましては10%にするほうが正當ではないかと考えました。

しかしながら、今回の財政計画策定に当たりましては、料金改定あつての計画となります。資料2-1の財政計画の経営方針でも示したとおり、料金改定に係る市民への負担を最小限のものとすると示してございます。このコロナ禍が5年度に回復する見込みとはしてはいますが、回復後の直近に新たな負担を求める際には、最小限にとどめるべきだと考えてございます。また、市長も同様に料金改定はすべきであろうといった一方で、市民への負担は最小限のものとすべきだと、そういった話もございました。最終的には事務局案としている資料2-2でいこうといった市長から最終的な判断をいただきました。

そうしたこともつきまして、以上のことから料金改定に係ります市民への負担を最小限のものとしまして、補填財源並びにプライマリーバランスの確保ができ、将来負担の軽減も十分できる資料2-2の財政計画表を、令和3年度からの財政計画表として提案するものでございます。

以上、長時間になりましたが、私の説明は以上となります。よろしく申し上げます。

**○茂庭竹生部会長** 御苦労さまでした。それでは、水道施設整備計画及び財政計画について、ただいま御説明いただきましたけれども、長くなっているいろいろと質問点が増えていたかもしれませんが、どうぞ御質疑をよろしく願ひしたいと思ひます。いかがでしょうか。どうぞ。

**○山崎智之委員** 純粋な質問ですけれども、県の補助金を活用しないということで、結果、それがどういった計算かということもあるんですけど、10年間の見込額で20億円相当の効果があるということですけども、補助金を使わないと削減になるというところの仕組みをもうちょっと簡単に教えていただけると助かります。

**○茂庭竹生部会長** どうぞ願ひします。

**○経営総務課長** 通常ですと、国がせつかく補助を出すと言っているのに、それを捨てる、また、そのほうが将来のためだという考えにくい話なんです、実

はこの補助金を得るためには条件が2つあります。

まず、料金回収率が100%を上回っていること。要は必要な費用はしっかり利用者の皆さんに転嫁をしていますよと。その上で、なおかつ、企業債残高の対給水収益比率が300%を超えていなければならないと、そういう条件設定がございます。

今、2-2の表の料金回収率は改定以後、100%は超えていくということですが、57行、58行のところにあります企業債残高対給水収益比率300%以上を保っていくためには、まずプライマリーバランスの黒字を壊さなければいけない。言ってみれば、必要以上に企業債を借り続けないと、その補助金の交付対象にはならないということになってしまいます。

結果として20億という数字は何かということ、そういう借り方をした場合と、このプランとの企業債残高の差額がおおよそ20億になるということで表記をさせていただいております。県の補助金をもらえるように借りていくと、企業債残高も10年間で減るどころか若干上乘せになってしまう。そういうような事態になりますので、そういうことは選択をせずに、将来の利用者の負担のことまで今からしっかりと考えて、補助金は利用しないという判断をさせていただきました。

**○山崎智之委員** この補助金は、これまでは活用をされていたわけですね。

**○経営総務課長** そうですね。該当して使えた年もありました。

何でそういう不思議な条件がついているのかということ、要は秦野市のような、どちらかといえば都市部の企業体は自己努力で頑張らなさい、どんなに努力をして利用者に料金を転嫁しても、高資本で借金をたくさん抱えてしまっている、そういうところを直せないんだという自治体、もっと人口密度が低くて給水エリアが広いような、そういうところで実際は補助金を交付したいという国の意図ではないかなと考えております。

**○山崎智之委員** なるほど。そうしますと、借入れは減ってということだと思いますと、オの企業債借入上限見直しのところで元利均等、元金均等にして、据置期間を短くするというので、多分ダブルで効いてくるということだと思います。オの工夫というのは、もしこれでプライマリーバランスといいますか、収支が保てるのであれば、ぜひこれはやっていただくといい。もちろん、やればやるほど効果が出てくると思いますので、これはいい取組だなと思いました。

**○茂庭竹生部会長** よろしいですか。ほかにはいかがでしょうか。どうぞ。

**○速水聡委員** 料金値上げは、多分どこの自治体も今、考えていて、それは将来の財政難のところなので、やむなしというところはあると思うんですけども、今回、資料2-2で書かれている前期の部分が8%で、後期5%と書かれてあ

るんですけれども、多分コロナが終息したであろうというところからなってくると思うんですけど、景気が上向きになればいいと思うんですけど、8%で5%という見え方だと、市民の方からすると逆、5%、8%、徐々に上げていってもらったほうが市民的にはいいのかなと思うんですけど、この辺、8%、5%、逆にすることは計算上難しいのですか。

○**経営総務課長** 最低限これを守りたいという条件がいろいろあります。その中でやはり前期を5%にしてしまうと、例えば補填財源残高が8億を切ってしまうとか、そういう条件を満たせない年が出てしまいます。8%引き上げるよという話は、現行の計画の中で令和3年度に8%というふうなことを既にずっとお示ししていますので、それを遅らせたところで利用者の皆さんには改定率はそのままというところを御理解いただくかなというふうには考えております。

○**茂庭竹生部会長** よろしいですか。ほかにはいかがでしょうか。どうぞ。

○**山口政雄委員** 未収金についてお尋ねしたいんですけども、未収金の償却についてはどのような形で対応されているのでしょうか。

○**営業課長** 未収金は、納付書をお送りしてから2週間後に納めていただかない場合については督促状をお送りして、それでも納められない場合については、催告を送るという手順になっていまして、現年分については、4か月の間に納めていただかない場合については給水停止という措置をした中で、納められなかった分については翌年度繰越しという形での未収金という形になります。

○**山口政雄委員** 単年度で処理して切っちゃうということはないということですか。

○**営業課長** 単年度で処理する場合も中にはあるのですけれども、それは破産を受けたりなど、そういった場合については単年度で処理するような場合もございます。

○**山口政雄委員** ちなみに、今現在どのくらいの金額が未収金としてありますか。

○**営業課長** 手元に資料がございませんので、後ほど未収金については御説明させていただきます。

○**上下水道局長** ちょっと補足させてください。数字は後ほどお示ししたいと思いますが、現在、料金業務等包括委託を行っていただいて、24年度から給水停止という執行をしております。水道債権は私法上の債権となりますので、基本的には2年で不納欠損処理ができるんですけれども、条例の中で5年という形で徴収を続けられるようにしております。ただし、御本人が時効の援用を申し出た場合は、2年で徴収ができなくなるという形なんですけど、この給水停止

を行っていないときについては、かなりの未収金が発生しておりました。これを24年度以降、包括委託で給水停止をしっかりとすることによって、現在、1か月遅れば給水停止をしていくという形になっておりますので、出納整理期間がない水道事業会計ですから、3月末日で決算という形になりますので、3月分の料金というのが丸々未収金のほうに計上されてしまうというような形で、決算上の未収金というのは非常に多いんですけれども、もう正直言って未収金として年度を繰り越すという金額については、非常に少なくなっているというのが現状です。

これについて今後も引き続ききちんと続けていくことが、未収金を増やさないことというふうに考えておりますので、こういう努力をしていきたいと考えております。

○茂庭竹生部会長 どうぞ。

○営業課長 3月末の残高が、今、上下水道局長のほうからお話ししましたように、3月分については4月以降の納付ということになりますので、残高は1億9,400万円になります。

○茂庭竹生部会長 1億9,000万円が未収金ですか。それは繰越金ですか。

○営業課長 未収額が一応、繰越しになるものです。

○茂庭竹生部会長 それは通常の請求時期のずれも入ってですか。

○営業課長 はい。

○上下水道局長 ほとんどは4月、5月にすぐにお金が入ってきますので、未収金扱いになって繰越しになるんですが、もうそれがすぐに徴収できてしまうということですから、本当に少ない数字でしか今はないという状況です。

○茂庭竹生部会長 多分、山口委員がおっしゃられているのは、どうしようもなくてこげついちちゃったものをどうされているんですか。その額はどれぐらいですかということだと思えるんですけれども、それは分かりますか？

○営業課長 不納欠損ということだと思えますけど。

○茂庭竹生部会長 結局、会計上、損金として処理したのがどのくらいあるんですか。

○営業課長 元年度の数字で言いますと、160万円ほどが不納欠損として処理しています。

○茂庭竹生部会長 全体から言うと1%以下ということですね。山口委員、よろしいでしょうか。

○山口政雄委員 はい。

○茂庭竹生部会長 ほかにございますか。どうぞ。

○山崎智之委員 今回、資料2-2と参考という形で期間を比較し、かつ、1

0%の改定をとという案をお示しいただいて、当然メリットとしては、それで収入が入ってきますので借金も返せるしということでお示しいただきましたけれど、まず、あえて今回こちらをお示しいただいた趣旨としては、どういった思いがあるのかなと思ったんですけど。

○**経営総務課長** 実際には8通り、9通り、あるいはそれ以上のシミュレーションを行っております。やはり目標として掲げたものは、きちんと守れる案はこの2つしかなかったと。最終的に参考とさせていただいたほうは、10%というコロナで料金改定の見送りのしわ寄せを利用者の皆さんにそのまま転嫁する。それとともに、3年でまた引き上げるということは、前の年度から動きますから市民の皆さんにとっては、「おとし値上げしたばかりでしょう？ それをまたやるの？」というような話になってまいりますので、やはりそれは避けたほうがいいだろうと。それを一生懸命企業努力で乗り切ろうということで、最終的には3年、5年で、前半3年10%はやめて4年、4年にして、前半は今までお見せしてきたとおりの改定率の中に納めるという、その案で我々の思いの集約といいますか、それとしてこの2案だけを今回、この会議の場にお見せをしたということになります。

○**山崎智之委員** どうしても銀行屋的な目線で見ますと、この参考ぐらいはちゃんといっていて、ある程度余裕を持ちながら事業を展開されるほうがよろしいんじゃないかなと思ってしまいうんですけれども、その思いといいますか、市民の皆様の受け止め方といったところももろもろ考えられて、この資料2-2の案でということをお伺いすると、選択肢としてはそちらでよろしいんじゃないかといいますか、もうそれしかないのかなというふうに思ったところでございます。

○**経営総務課長** 安くてうまい秦野の水というのが、長く市内にお住まいの方の共通認識であられるわけです。ですから、これから施設の老朽化がどんどん進んでいくとなると、その「安くて」というところをどこまで守れるかというのも、将来的には非常に厳しいものにはなると思うんですけれども、今のところはそういった安くてうまい秦野の水なんだというところを誇れる水準の中で何とか頑張っていきたいということになります。

○**茂庭竹生部会長** その8%の値上げ案というのは、いつ議会で決定するんですか。

○**経営総務課長** この財政計画を掲げた後にパブリックコメント手続に入ります。その直前に議会の皆さんにはお示しをするというふうに。

○**茂庭竹生部会長** ということは、来年度かけるわけですね。

○**経営総務課長** そうですね。パブコメが1月。そうすると、年明け早々という

ことになろうかと思えます。

○茂庭竹生部会長 2年先の料金改定を議会に承認いただくということになる。

○上下水道局長 議案として提出するということになりますと、この計画でいいますと令和5年4月1日からの改定になりますので、令和4年の第4回定例会、12月議会となります。そこまでは議案という形では示すことはありません。

○茂庭竹生部会長 8%という数字は出るわけですかね。

○上下水道局長 今回、水道事業計画について、はだの上下水道ビジョンとともに市民の方のパブリックコメントとしてお示しします。その中の計画として令和5年から8%引き上げる。令和9年から5%という形の計画上の数字としてお示しするというごさいます。

○茂庭竹生部会長 分かりました。

ほかにございせんか。どうぞ。

○松原沙織部会長代理 すいません、教えていただきたいんですけど、秦野市さんというのは比較的水道事業に関して健全な取組というのがなされてきたと思うんですが、なぜ企業債残高というのがここまで高かったのでしょうか。

○経営総務課長 企業債残高が高いというよりも、収入のほうが少ない。料金は県下で2番目に安い料金設定になっていますので、その辺のマジックで給水収益対企業債残高が県下で比較すると高めに見えてしまうというのがあると思います。

○松原沙織部会長代理 水道の単価が低いんですね。

○経営総務課長 そうですね。料金は非常に低いです。

○茂庭竹生部会長 今、神奈川県内で一番安いのはどこですか。

○経営総務課長 南足柄です。ただ、一番耐震化が進んでいないのも南足柄で、2番目に進んでいないのが秦野市と。ですから、安いということは、そういったところにまだまだお金を回していないからということが言えるんじゃないかと。

○松原沙織部会長代理 でも、そういったところを御説明すれば、市民の方も御理解くださりそうですよね。

○経営総務課長 そうですね、アンケートをとっております。このビジョンの最後のほうにもまとめていますけれども、やはり耐震化を進めるためには、その引上げが行われることもやむないというような形で考えてくださっている利用者の皆様もたくさんいらっしゃいますので、そういったところを改定していくという中では、その辺をよく説明しながらやっていくべきかなと思えます。

○松原沙織部会長代理 かなり違うんですね。ありがとうございます。

○茂庭竹生部会長 よろしいですか。ほかにはいかがでしょうか。どうぞ。

○**笠原良夫委員** 水を使っている人たちに対する、そちら側に沿った計画のような気がするんです。この水事業のほうの事業本位で考えると短い期間でしっかきという考え方もあるけれども、4年で8%でいくということは優しいのかなという印象が、パブリックコメントの効果が非常に出ているのかなという感じを受けますけどね。市民のみんなが納得する形、落としどころとしては一番いいのかなという印象を受けますけどね、ちょっと褒め過ぎですかね。そんな感じですよ。

○**経営総務課長** 企業とはいっても、どうしてもやはりそちら寄りといいますか、なってしまうところはあります。

○**笠原良夫委員** そうですね。ありがとうございます。

○**茂庭竹生部会長** よろしいでしょうか。休憩なしでここまでできましたけれども、特にそのほか御質問がないようですので、これで財政計画については、この部会で承認をいただいたということにさせていただきたいと思います。

続いて、その他の議題に入りますが、事務局から何かございますか。

○**課長代理（総務担当）** それでは、事務局から次の開催日程について御案内をさせていただきます。

これまで、それぞれの部会において施設整備計画と財政計画を御審議いただきましたが、今回は全体の審議会を開催しまして、施設整備計画と財政計画を包含しました水道事業計画と公共下水道事業計画のほうをお示ししまして、参加されていない部会のほうの事業内容についても共有させていただきまして、御意見等を頂戴したいと考えてございます。

また、現在、下水道法に基づく公共下水道全体計画の見直しを進めておりまして、この計画に基づき定める事業計画によりまして、受益者負担に関する条例に分担金の新たな負担区を設定しまして、その額を定める必要がございます。このことにつきまして市長から審議会へ諮問をさせていただきたいと考えてございます。開催日時につきましては、11月17日火曜日、午前10時からの開催を予定してございます。開催通知につきましては、後日、郵送させていただきますが、御予定の確保をお願いしたいと思います。

事務局からは以上となります。

○**茂庭竹生部会長** 何か御質問、御意見等ありますか。大丈夫ですか。

次回、11月17日に全体審議会ということで開催させていただきます。

それでは、本日の審議は全て終了となります。以上をもちまして部会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

午後3時10分閉会